

平成19年1月
国土交通省航空局

航空機内における安全阻害行為等を定めた航空法第73条の4第5項及び 同法施行規則関連規定に関する見直しの必要性について

1. 概要

航空機内における安全阻害行為等に関する取扱いを定めた航空法第73条の4第5項については、施行後3年を経過した場合、その施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨、附則（平成一五年七月一八日法律第一二三号）第2条において規定されています。

今般、平成19年1月15日をもって施行後3年を経過することから、航空法第73条の4第5項及び同法施行規則関連規定について、社会情勢の変化に対応すべく改めて検討を行うため、国民の皆様から、広くご意見を募集致します。

2. 今後の予定

パブリックコメント、「航空機内における安全阻害行為等に関する有識者懇談会」（19年1月設置）における検討の終了後、必要な措置を講じていく予定です。

航空法第73条の4第5項の概要

航空輸送をめぐる経済社会情勢の変化に的確に対応するため、航空法の一部を以下のとおり改正。（平成15年7月18日公布）

【背景】

- ・ 航空機利用の大衆化・利用者の多様化
- ・ 航空機内での全面禁煙化
- ・ 携帯電話など携帯用電子機器の普及



安全阻害行為等（機内迷惑行為）の急増

- ・ トイレでの喫煙
- ・ 携帯電話の使用
- ・ シートベルトの不着用
- ・ 客室乗務員への暴言・セクハラ 等

【改正内容】

- ① 安全阻害行為等の禁止規定の創設（法第73条の3）
- ② 機長は特定の安全阻害行為等をした者に対し、反復・継続して当該行為をしてはならない旨の命令をすることができる。
- ③ 命令に違反した者は罰金（50万円以下）に処することとする。

機長の禁止命令の対象となる安全阻害行為等（8類型）

- （1） 乗降口又は非常口の開閉装置を操作すること
- （2） 化粧室で喫煙すること
- （3） 乗務員の職務を妨害し、航空機の安全の保持等に支障を及ぼす行為をすること
- （4） 禁止された電子機器を使用すること
- （5） 指示に従わず、座席ベルトを着用しないこと
- （6） 指示に従わず、座席の背、テーブルなどを元の位置に戻さないこと
- （7） 非常脱出の妨げとなる場所へ手荷物を放置すること
- （8） 非常用の装置・器具を操作・移動し、又はその機能を損なう行為をすること

【施行】

平成16年1月15日

【3年後の見直し規定】

施行後3年を経過した場合（19年1月15日）、航空法第73の4第5項の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨、附則（平成一五年七月一八日法律第一二三号）第2条において規定。

【参考：機内安全阻害行為等に関する施行状況の概要】

①施行後3年間の報告件数の推移（詳細、別添表参照）

- 施行後、禁止命令の対象となる安全阻害行為等（8類型）の報告件数は年間400件程度、うち命令書の発行件数は年間20件（5%）程度でほぼ横ばいで推移。重大事案は、年間数件程度で推移。
- 「化粧室以外での喫煙」、「他の乗客に対するセクハラ」は、減少傾向にあり、このところ重大事象報告は1件のみ。（ただしこの1件は、座席喫煙以外に乗務員に対する暴言など、問題行動を併せて起こしたため、警察待機を要請したケース）

②安全阻害行為等（8類型）の施行状況の詳細

- (1) 乗降口又は非常口の扉の開閉装置の操作
→ 分析の結果、年間の報告件数が2～6件と非常に少数であり、興味本位で開閉装置に触れたという事例がほとんど。
- (2) 化粧室での喫煙
→ 分析の結果、報告件数を見ると減少傾向（H16年291件→H18年203件）にあるが、まだ多くの報告あり。ほとんどが口頭による注意で喫煙行為は停止。
- (3) 乗務員に対する業務妨害（セクハラ、暴言等）
→ 分析の結果、報告件数は年間30件程度で推移しており、乗客が酒に酔って行為を継続・反復し、重大事象に至る場合が多い。
- (4) 携帯電話その他の電子機器の使用
→ 分析の結果、報告件数は年間40～70件程度で推移しているが、重大事象に至る例は少ない。
- (5) 座席ベルトの不装着
→ 分析の結果、報告件数は年間14～30件程度と少数ではあるが、飲酒等他の要因で座席ベルトを着用しないケースについては、要因が解決しない限り行為が継続され、重大事象に至る事がある。
- (6) 座席の背、テーブル、又はフットレストを戻さない行為
→ 分析の結果、報告件数は年間10件程度と少数ではあり横ばい。
- (7) 手荷物の通路放置
→ 分析の結果、手荷物の収納状況について、最近旅客に対しきめ細かく注意・要請を行っているため、結果として報告件数は増加しているものの、禁止命令・重大事象はそれほど増加していない。
- (8) 非常用装置、器具の操作、移動
→ 分析の結果、報告件数は年間10件以下と少数ではあり横ばい。